

「ゴミの持ち帰り運動」を進めよう!

積丹町技能士会

積丹町技能士会（林欣司会長・会員15人）は7月17日、小泊海岸などに、ゴミ啓発看板を設置しました。



技能士会の会員と美国駐在所、町職員が参加し、小泊海岸や野塚野営場、入舸・日司海岸など町内6箇所に計24枚を設置、海浜美化を呼びかけました。

町では、毎年約3千万円の多額の費用を負担し観光系ゴミを処理しており、この対策が課題となっております。

この看板は、海浜地のゴミの処理マナーの悪さや不法投棄が撤去し、利用者に「ゴミの持ち

今年度からは、試行的に野営場などに設置していたゴミ箱を撤去し、利用者に「ゴミの持ち

帰り運動」を推進中です。

願います

町税の収納対策を強化します!

町道民税の滞納がある方へは、これまでも催告通知や訪問徴収を行ってきましたが、今後は北海道（後志支庁）との連携により、収納対策をより一層強化して行きます。

滞納のある方で

- 「納税相談が無い場合」
- 「既に約束した納税誓約が守られていない場合」

など『納税意思が認められない場合』は、地方税法に基づき徴収権を北海道へ引継ぎ、北海道が財産(給与、土地・家屋、預貯金など)を調査し、差押えを行うこととなります。

止むを得ない事情により納付が困難な方や遅れている方は、必ず税務課までご相談ください。

皆様の納税に対するご理解・ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

役場税務課 (TEL 44-2111)

輝らりこの人

コーナーは紙面の都合上、休載させていただきました。

「第1回“しりべし”地域と未来を語る会」に係る出席者の「道民公募」について

現在、北海道では、平成20年度からスタートする「新しい総合計画」の策定作業を行っております。

この計画は、北海道の将来を見据えて道の政策の基本的な方向を示すもので、道民の皆さんと一緒に北海道づくりを進めるための共通の指針となるものです。

今後、長期にわたって進行する人口減少や人口構成の劇的な変化は、北海道の将来の姿に大きな影響を与えることが予想されることから、後志支庁では、より良い計画とするため、道民の皆さんのご意見を伺うための「地域と未来を語る会」を次のとおり開催します。

ついては後志管内に居住されている方を対象に出席者の公募を開始します。応募方法など詳しくは、後志支庁のホームページをご覧ください。

後志支庁のホームページ:

<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/tss/mirai>

【日時】平成18年9月6日(水) 13:30~15:00

【場所】後志支庁3階「1A会議室」

【テーマ】人口減少・少子高齢社会に対応した後志地域の目指す将来像について

【出席者】管内道民の方、後志支庁長ほか

【募集人数】10名程度 【応募期間】7月14日(金)~8月18日(金)

今月のボランティア

自分たちの住みまちだからほんの少しの心がけ!

6/30

余別小学校
余別海岸清掃



さまざまな「形」があるボランティア
できることから始めてみましょう!

免除制度は
4段階

平成18年7月から

国民年金保険料の免除制度が利用しやすくなりました!

病気や失業、経済的理由などで国民年金保険料の納付が困難の場合は、「保険料免除制度」をご利用ください。平成18年7月から、これまでの免除制度に新たに2種類の免除制度が加わり、一層利用しやすくなりました。

平成18年6月までの免除制度	平成18年7月からの免除制度	年金額支給割合 (対保険料全額納付)
○ 全額免除	○ 全額免除	6分の2
	◎ 新 4分の1納付 (4分の3免除)	6分の3
○ 半額納付 (半額免除)	○ 半額納付 (半額免除)	6分の4
	◎ 新 4分の3納付 (4分の1免除)	6分の5

ポイント!

■平成18年度各種免除の1ヶ月の保険料額及び対象所得基準

※所得基準は、申請者、世帯主、配偶者の前年所得(収入-必要経費)が上記算出金額以下であることが必要です。

全額免除 0円	57万円+扶養親族人数×35万円	
4分の1納付 3,470円	4分の3免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額納付 6,930円	半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の3納付 10,400円	4分の1免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
全額納付 13,860円		

注意 納付すべき保険料を納めなければ、一部免除は無効となり未納と同じ扱いになります。

【免除申請・問い合わせ先】 役場住民福祉課 (TEL 44-2111 内線283)

特定疾患医療受給者証 及び ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証 の更新申請について

現在、お使いの『特定疾患医療受給者証』及び『ウイルス肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証』は、有効期間が平成18年9月30日までとなっていますので、平成18年10月1日以降もこれらの受給者証の交付を希望される方は、更新申請を行ってください。

更新期間 平成18年7月1日～平成18年9月30日

医療受給者証の種類によって申請に必要な書類が異なりますので、確認が必要な方はお問い合わせください。

【問い合わせ先】

後志保健福祉事務所保健福祉部 健康推進課保健予防係
(TEL 0136-23-1951)

札幌北高校吹奏楽部 第7回 サマーコンサート in 余別

【日時】 8月11日(金)
開場 午後4時
開演 午後4時30分
【場所】 余別小学校体育館

入場無料!

～曲目～

『余別小学校校歌』
『もののけ姫メドレー』
など全5曲

